

国立国語研究所所長室会議規程

平成30年 4月 1日
国語研規程 第83号
改正 令和 5年 4月 1日

(設置)

第1条 国立国語研究所（以下、「研究所」という。）に、研究所の重要事項を審議するため、所長室会議（以下、「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 研究主幹
- (4) センター長
- (5) 管理部長

2 会議に、管理部の課長及び室長は出席するものとする。

(議長)

第3条 会議に議長を置き、所長をもって充てる。

- 2 議長は会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を行う。

(会議)

第4条 会議は、議長が招集し、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

(意見の聴取)

第5条 議長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、管理部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は所長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。